

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料を徴収するため、滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 63 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収することとします。（第 4 条の 2 関係）
- (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 41 号

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 63 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料）

第 4 条の 2 競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書
の交付を行うときは、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、1 件につき 610 円とする。

3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、ボートレース事業庁長が特別の理由があると認
めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 ボートレース事業庁長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができ
る。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p><u>第4条の2 競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の手数料の額は、1件につき610円とする。</u></p> <p><u>3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、ボートレース事業庁長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 ボートレース事業庁長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。</u></p> <p>第5条以下 省略</p>